

金婚夫婦に記念品を贈呈します

市では、敬老事業の一環として、今年結婚50周年を迎える夫婦または結婚から50年を経過した夫婦に、9月2日(土)に教育文化センター「みらい」で開催される敬老祝賀式典でお祝いの記念品を贈呈します。記念品の受領には、申請が必要となりますので、次のとおり申請してください。

- ▶ **受付期間** 5月1日(月)～6月30日(金)※期間厳守
- ▶ **対象** 昭和42年12月31日以前に結婚した夫婦(婚姻年月日は、挙式の日または婚姻した日どちらでも可)※昨年までに記念品を受領している方を除く
- ▶ **申請方法** 高齢者福祉課、南河原支所および各地域公民館にある指定の申請用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、直接同課に提出してください。印鑑、戸籍謄本などは必要ありません。なお、代理申請は可能ですが、電話による申請は受けられません。
- ▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員 ～民生委員制度創設100周年～

5月12日は民生委員・児童委員の日です。市内では現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた146人の民生委員・児童委員と11人の主任児童委員が、市民の立場に立ってさまざまな相談に応じ、相談内容に合わせて福祉サービスの紹介や、地域の専門機関とのつなぎ役をしています。

民生委員制度は、創設100周年という大きな節目を迎えました。これからも社会福祉の一層の充実、発展に向け、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいきます。
※自身の地区の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたい方は、福祉課に問い合わせください。

- ▶ **問い合わせ** 同課トータルサポート推進担当(内線267・279)

薬局で健康チェック

～あなたの肺の健康状況が一目でわかります～

禁煙サポーター薬局では、簡易測定器(スモーカーライザー)を使った呼気中の一酸化炭素濃度の測定により、ひと目で肺の健康状態がわかります。さらに、薬剤師らによる禁煙や受動喫煙についての適切なアドバイスを受けることができます。

費用は無料でどなたでも相談できますので、禁煙に興味をお持ちの方は、ぜひ禁煙サポーター薬局を訪れてください。

禁煙サポーター薬局一覧

薬局名	所在地	電話番号	薬局名	所在地	電話番号
アイン薬局行田店	持田393-4	553-0354	パルシエ薬局行田長野店	長野2-29-38	556-4193
アイン薬局行田新店	持田421-1	564-6140	フジイ薬局	若小玉111-1	554-5482
加村薬局	本丸2-62	556-2473	ふじみ薬局	富士見町2-3-8	564-1616
かもみ漢方薬局	行田8-5	556-2209	フレンド薬局	宮本16-24	501-8661
さくらヶ丘調剤薬局	小見1399-6	553-5211	ミキ薬局埼玉行田店	佐間1-27-3	555-3191
トーア薬局	長野1263-7	556-1402	薬局アポック行田店	富士見町2-17-1	564-1200
土橋薬局	桜町2-25-13	556-2226	よつば薬局	富士見町2-1-12	552-1193

5月31日は世界禁煙デーです

世界禁煙デーは、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう1987年にWHO(世界保健機関)が制定した禁煙を推進するための記念日です。日本では、5月31日から6月6日までの1週間を禁煙週間と定めています。

- ▶ **問い合わせ** 同センター健康づくり支援担当 ☎553-0053

市民活動やる気応援助成制度をご活用ください

地域のために活動するNPO、ボランティア、自治会など、市民の「やる気」を応援するため、助成金を交付します。この助成金は「新たな取組応援事業」と「スタート応援事業」の2種類があり、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

▶対象団体・対象事業など

	新たな取組応援事業	スタート応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPOまたは地域活動団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人で設立後3年以内または助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得を予定している団体
対象事業	新たに取り組む事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの (1)子育て、教育、福祉などの“ひとの元気”事業 (2)支え合い、防犯、防災などの“地域の元気”事業 (3)観光、国際、環境、文化、歴史などの“まちの元気”事業	活動開始期における広報活動、人材育成、備品購入などの基盤整備事業
対象経費	事業に直接的に係る経費。ただし、次に掲げる経費は交付対象外。 (1)団体の事務費などの経常的経費 (2)団体の事務所などを維持するための経費 (3)団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費 (4)団体の構成員に対する人件費および謝礼 (5)その他助成することが適当でないと認められる経費	活動開始期の基盤整備に係る経費(備品購入した場合は、NPO法人格取得後、特定非営利活動促進法第32条の規定に従うこと)。ただし、次に掲げる経費は交付対象外。 (1)団体の事務費などの経常的経費 (2)団体の事務所などを維持するための経費 (3)団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費 (4)団体の構成員に対する人件費および謝礼 (5)その他助成することが適当でないと認められる経費
交付上限額	100,000円	50,000円
交付制限	1団体につき1年度1事業	1団体につき1回のみ

- ▶ **対象期間** 助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで
- ▶ **助成率** 2分の1
- ▶ **申請方法** 助成金の交付を希望する団体は、事業提案をし、採択後に助成金申請をしてください。
- ▶ **提案受付期限** 【第1期】6月30日(金) 【第2期】8月31日(休) 【第3期】10月31日(火) 【第4期】12月28日(休)
※ただし、予算がなくなり次第、終了となります。
- ▶ **提案受付方法** 地域づくり支援課で配布している提案書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、添付書類と共に持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課
【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp
- ▶ **採択事業の決定** 行田市市民公益活動推進委員会による審査結果を踏まえ、可否を決定します。また、審査結果は、全ての団体に通知します。
- ▶ **問い合わせ** 同課協働推進担当(内線253)